

当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です

1.入院基本料に関する事項

病棟名	時間帯	看護職員配置	看護補助者配置
本館2階 にこやか・さわやか病棟	8:30～17:00	1人当たり10人以内	1人当たり15人以内
	17:00～1:00	1人当たり23人以内	1人当たり23人以内
	1:00～9:00	1人当たり23人以内	1人当たり23人以内
南館2階 こもれび病棟	8:30～17:00	1人当たり10人以内	1人当たり15人以内
	17:00～1:00	1人当たり20人以内	1人当たり20人以内
	1:00～9:00	1人当たり20人以内	1人当たり40人以内
南館3階 あおぞら病棟	8:30～17:00	1人当たり10人以内	1人当たり15人以内
	17:00～1:00	1人当たり18人以内	1人当たり36人以内
	1:00～9:00	1人当たり18人以内	1人当たり36人以内

当院では、本館2階及び南館2・3階の病棟が、回復期リハビリテーション病棟入院料1の施設基準を満たしています。各病棟では、入院患者の数に応じて十分な看護職員と看護補助者を配置し、質の高いケアを提供しています。

2.食事の提供に関する事項

当院では入院時食事療養（Ⅰ）、入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士により管理された食事を適時（夕食においては 18：00 以降）、適温で提供しています。

3.厚生局への届出事項に関する施設基準等

◎基本診療料の施設基準等

- ・回復期リハビリテーション病棟入院料 1
- ・認知症ケア加算 3
- ・データ提出加算 1.3
- ・電子的診療情報連携体制整備加算 3
- ・療養病棟療養環境加算 1 の届出
- ・医療安全対策加算 2
- ・診療録管理体制加算
- ・情報通信機器を用いた診療
- ・口腔管理連携加算

◎特掲診療料の施設基準

- ・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・廃用症候群リハビリテーション（Ⅰ）
- ・運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・ＣＴ撮影及びＭＲＩ撮影
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・入院ベースアップ評価料 90
- ・入退院支援加算 1

◎その他届出に関する事項

- ・入院時食事療養（Ⅰ）
- ・入院時生活療法（Ⅰ）

4.明細書の発行に関する事項

◎個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

5.医療情報取得に関する事項

当院はオンライン資格確認の導入医療機関です。

健康保険証と紐づけされたマイナンバーカードを使用して、専用端末よりオンラインで保険証の資格情報等を確認することができる制度です。

- ・加入している医療保険
- ・有効期限
- ・会計時の診療費の負担割合や上限額 等

6.保険外費用に関する事項

当院では以下の事項についてその使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。（料金は消費税を含んだ金額です。）

特別メニューの食事提供について

特別メニュー	料金
特別食事選択	1食当たり 20円

文書種別	料金（税込）
各種証明書	1,100円
各種意見書	1,650円
簡易診断書	2,200円
普通診断書	3,300円
入院・通院証明書	3,300円
死亡診断書	4,400円
年金診断書	5,500円
障害・後遺障害診断書	5,500円
身体障害者診断書	5,500円

7. 特別な療養環境に関する事項

個室代（税込）

病棟名	部屋番号	料金
本館 にこやか・さわやか病棟	S16号室	3,300円（1日当たり）
	S08, S10, S11, S12, S13, S15号室	5,500円（1日当たり）
	N07, N08, N10, N11, N12, N13, N15, N16, N17号室	5,500円（1日当たり）
南館 こもれび病棟	K08, K10号室	5,500円（1日当たり）
	K11号室	11,000円（1日当たり）
南館 あおぞら病棟	A08, A10号室	5,500円（1日当たり）
	A11号室	11,000円（1日当たり）

8.選定療養費に関する事項

診療報酬の算定方法に規程する回数を超えて受ける診療につきましては、選定療養費として当院ではご希望により下記の診療を行った場合、実施回数に応じて自己負担をお願いしております。（料金は消費税を含んだ金額です。）

制限回数を超え受けた診療について

（厚生労働大臣が定める状態にある患者さまを除く）

当院では、患者さまのご要望及び医師の診断に基づき、厚生労働大臣が定める状態にある患者さまを除き、健康保険での算定制限を超えた分の料金を下記の通り徴収いたします。

選定療養	料金
運動器リハビリテーション	1単位につき 1,850円
脳血管疾患等リハビリテーション	1単位につき 2,450円
廃用症候群リハビリテーション	1単位につき 1,850円

9. 一般名処方加算について

・ 当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

※）一般名処方とはお薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することにより供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さんに必要なお薬が提供しやすくなります。